

# 解説資料

2021年12月  
日本生命保険相互会社  
団体年金コンサルティングG



## 【I. 議決事項について】

・ 令和4年度の予算編成について	2	定例
・ 財政検証の継続基準抵触に伴う対応について	4	定例
・ 財政検証の非継続基準抵触に伴う対応について	7	定例
・ 令和2年度末基準日の定期的な財政再計算に伴う対応について	9	定例
・ 許容繰越不足金の算出方法の変更に伴う規約変更・財政運営規程変更について	13	定例
・ 最低積立基準額の算定に用いる予定利率の変更に伴う財政運営規程変更について	14	定例
・ 制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善に伴う規約変更について	17	NEW
・ 年金数理人の署名・押印廃止に係る規約変更について	18	NEW
・ 給付裁定時の添付書類の省略に伴う規約変更・給付規程変更について	20	再掲
・ 個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護管理規程の変更について	22	再掲
・ 通知の発出に伴う個人情報保護管理規程の変更について	24	再掲
・ 福祉事業の具体内容の規約上の明確化について	25	再掲
・ 改元に伴う規約等の対応について	26	再掲
・ AUPの導入に伴う財務及び会計規程変更について（資産額20億円超の総合型DB基金）	28	再掲
・ 代議員会の運営方法に関する規約・規程変更について	29	再掲
・ リスク対応掛金の拋出・リスク分担型企業年金の導入に伴う規程変更について	31	再掲

## 【Ⅱ. 報告事項について】

- ・ 資産管理運用業務に関する報告について . . . . . 34 **再掲**
- ・ 資産運用委員会に関する報告について . . . . . 36 **再掲**
- ・ DB法に基づく監査の結果について . . . . . 37 **定例**
- ・ キャッシュバランスプラン制度における新年度に適用する利率について . . . . . 38 **定例**

## 【Ⅲ. その他事項について】

- ・ DC拠出限度額の見直しに伴う、他制度掛金相当額のDB規約への規定について  
(規約変更スケジュールのご案内) . . . . . 40 **NEW**
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた厚生労働省からの各種連絡について . . . . . 41 **追補**
- ・ 押印を求める手続きの見直しについて . . . . . 43 **追補**
- ・ 代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供について . . . . . 45 **再掲**

- ・ 定例のご対応事項を **定例** としております。
- ・ 2021年6月25日発行「決算代議員会特集号」以前でご案内していない内容を **NEW** としております。(定例の事項を除く)
- ・ 2021年6月25日発行「決算代議員会特集号」以前でご案内済の内容を **再掲** としております。  
(うち、今回内容を補ったものについては **追補** としております。)

## 【I. 議決事項について】

## 対象

- 全基金。

## 概要

- 毎事業年度の予算については、代議員会の議決を経て、事業年度開始前までに作成することが必要です。（DB法第19条で、予算は、代議員会の議決事項とされています。）
- ただし、DBの予算編成については通知が発出されておらず、予算編成の方法・様式は任意です。（一般的には、厚生年金基金に準じます。）

### ＜ご参考：基金での作成資料＞

- ①「令和3年度決算見込算出内訳書」の作成（任意）
  - 各勘定科目ごとに、予算作成時点までの実績及び合理的な推計により令和3年度決算見込を算出。
  - その際、決算見込を算出した内訳を明確にしておくため、「令和3年度決算見込算出内訳書」を作成。
- ②「令和3年度予定貸借対照表・予定損益計算書」の作成
  - 「令和3年度決算見込算出内訳書」から、「令和3年度予定貸借対照表・予定損益計算書」を作成。
- ③「令和4年度事業計画書」の作成（任意）
  - 令和3年度の実績等から、「令和4年度事業計画書」を作成。
- ④「令和4年度予算算出内訳書」の作成（任意）
  - 「令和4年度事業計画書」に基づき、各勘定科目ごとに、合理的な推計により令和4年度予算を算出。
  - その際、予算を算出した内訳を明確にしておくため、「令和4年度予算算出内訳書」を作成。
- ⑤「令和4年度予定貸借対照表・予定損益計算書」の作成
  - 「令和4年度予算算出内訳書」から、「令和4年度予定貸借対照表・予定損益計算書」を作成。
- ⑥「令和4年度予算総則」の作成（任意）
  - 「令和4年度予定損益計算書」等から、「令和4年度予算総則」を作成。
  - 予算総則には、年金経理・業務経理における収入・支出の総額、及び、業務経理の業務会計・福祉事業会計における事務費の支出額・繰入金・借入金の限度額を記載。

## 議決する内容

- 「令和3年度予定貸借対照表・予定損益計算書」、「令和4年度予定貸借対照表・予定損益計算書」等をもとに、令和4年度の年金経理・業務経理業務会計・業務経理福祉事業会計の予算について、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議委員会の議決。

## 行政手続き

- 行政手続き不要。

対象

- 前年度末の財政検証において継続基準に抵触した基金。

概要

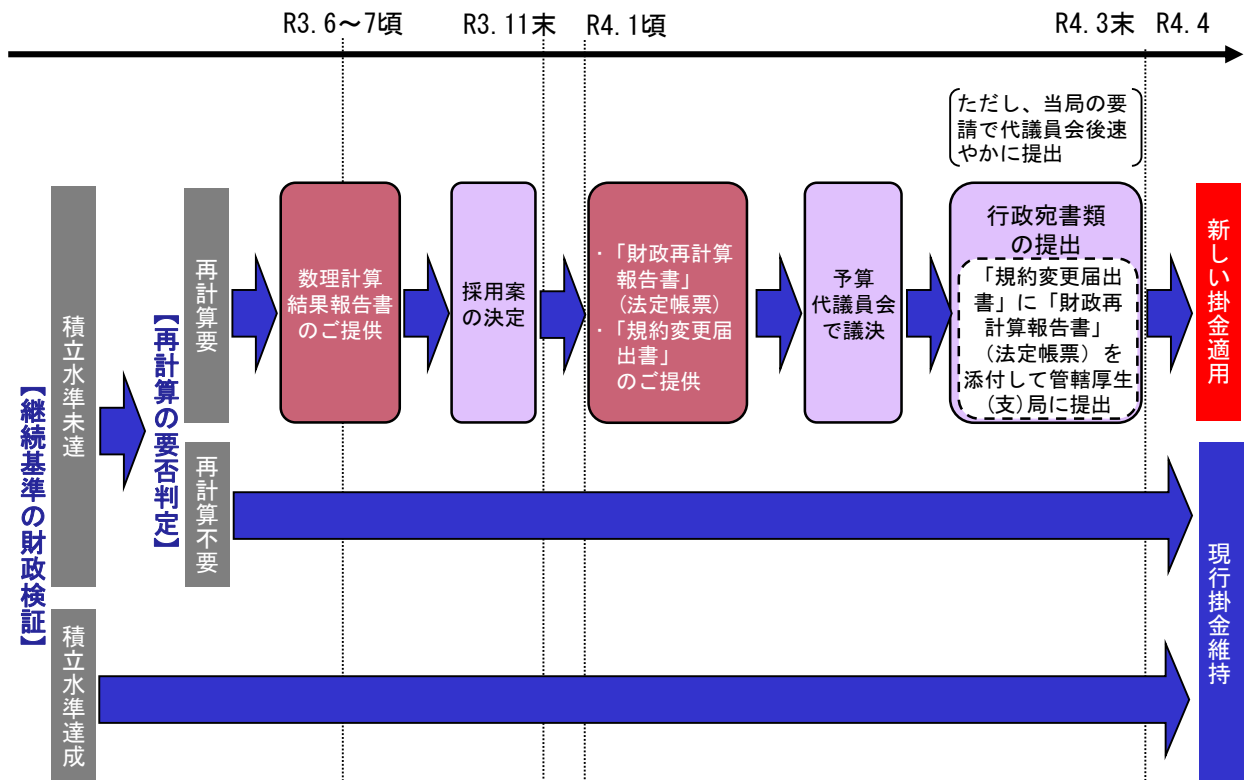
▶▶▶ 「年金NEWS2021.06.25【DB基金】決算代議員会特集号」を参照

- 継続基準に抵触した場合は、財政再計算の要否判定（資産評価調整加算（控除）額・許容繰越不足金を考慮する）を行います。要否判定にも抵触した場合は、財政再計算を実施し、特別掛金率の変更、償却期間の延長などを行います。（DB法第62条）
- 財政再計算を実施した当社総幹事基金には、令和4年1月頃に、当社から「財政再計算報告書（法定帳票）」、「規約変更届出書」をご提供します。「規約変更届出書」に「財政再計算報告書（法定帳票）」を添付して、掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出することとなります。

※ 掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和4年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

（注）財政再計算以外の制度変更をあわせて行う場合は、「認可申請」となります。この場合、「規約変更認可申請書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の概ね2カ月前（令和4年1月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要があります。

<ご参考：行政宛書類の提出までの流れ>（当社総幹事基金のケース）



## 議決する内容

- 財政再計算の結果について、議決を得る必要があります。
- 更に、財政再計算の結果を受けて、特別掛金率や償却期間などが変わる場合、規約に定める特別掛金率や償却期間などが変更となることについて、議決を得る必要があります。

※財政再計算に伴い別途積立金を取崩す場合は、別途積立金を取崩すことについて議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決。

## 行政手続き

- 「規約変更届出書」に「財政再計算報告書（法定帳票）」を添付して、**掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに**※管轄厚生（支）局に提出。

※掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和4年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

### 【行政宛書類の一覧】

提出書類	様式	当社作成	基金作成	【別紙2】
企業年金基金規約変更届出書（鑑文）	B 3		○	P 4
一部変更規約（案）	—	○		P 5
規約変更理由書	—	○		P 6
新旧対照条文	—	○		P 7
令和4年度予算代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—
財政再計算報告書（表紙）	C 4-ア	○		—
総括表（財政再計算報告書）	C 4-イ	○		—
掛金計算基礎（財政再計算報告書）	C 4-ウ	○		—
年金数理に関する確認	C 1	○		—

## 経理処理

### <経理処理上の留意点>

- 令和3年度の経理処理となります。代議員会の議決が必要であるため、財政再計算に係る代議員会の議決が行われた日付（下記例では、令和4年1月21日としています。）で経理処理を行います。
- 「繰越不足金」の解消、「別途積立金」の取崩（積増）という基本金の経理処理のみを行います。
- 「責任準備金」も増減しますが、このタイミングではこれらに関する経理処理は行いません。

### 【繰越不足金を解消する場合】

- 繰越不足金を解消した額を「繰越不足金処理金」として処理します。

（例）令和4年1月21日実施の代議員会で、繰越不足金2,860,000円を解消する財政再計算結果を議決した。

令和4年1月21日 振替伝票				
借 方			貸 方	
繰越不足金処理金		中分類勘定科目	繰越不足金	
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）
2,860,000	繰越不足金処理金	繰越不足金の解消	繰越不足金	2,860,000
2,860,000		合 計		2,860,000

### 【別途積立金を取崩す場合】

- 掛金率の上昇を抑制するため別途積立金を取崩した場合、「別途積立金取崩金」として処理します。

（例）令和4年1月21日実施の代議員会で、別途積立金3,000,000円を取崩す財政再計算結果を議決した。

令和4年1月21日 振替伝票				
借 方			貸 方	
別途積立金		中分類勘定科目	別途積立金取崩金	
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）
3,000,000	別途積立金	別途積立金の取崩	別途積立金取崩金	3,000,000
3,000,000		合 計		3,000,000

### 【別途積立金を積増す場合】

- 責任準備金が基礎率の見直し等により減少した場合、別途積立金が積増しされますが、積増しされた額を「別途積立金積増金」として処理します。

（例）令和4年1月21日実施の代議員会で、別途積立金2,000,000円を積増す財政再計算結果を議決した。

令和4年1月21日 振替伝票				
借 方			貸 方	
別途積立金積増金		中分類勘定科目	別途積立金	
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）
2,000,000	別途積立金積増金	別途積立金の積増	別途積立金	2,000,000
2,000,000		合 計		2,000,000

特例掛金の計算方法には「①積立比率に応じた特例掛金を設定する方法」「②回復計画を策定して、積立不足を解消する方法」とがありますが、以下では、DBに一般的な「①積立比率に応じた特例掛金を設定する方法」を前提に記載しております。

## 対象

- 前年度末の財政検証において非継続基準に抵触した基金。

## 概要

▶▶▶ 「年金NEWS2021.06.25【DB基金】決算代議員会特集号」を参照

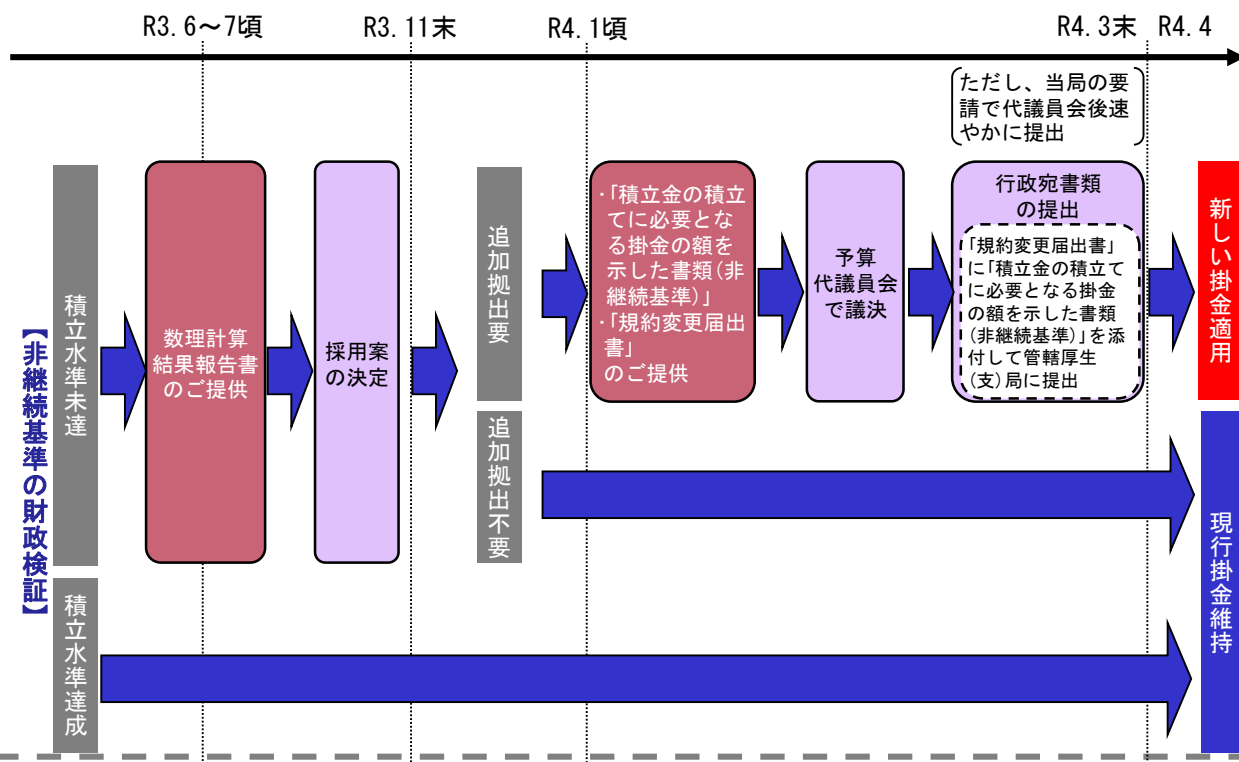
- 非継続基準に抵触した場合は、掛金の追加拠出（特例掛金の設定）の必要性を確認し、必要な場合には、掛金の追加拠出を行います。（DB法第63条）
- 掛金の追加拠出を行う当社総幹事基金については、令和4年1月頃に、当社から「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）」、「規約変更届出書」をご提供します。「規約変更届出書」に「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）」を添付して、掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに<sup>※1</sup>管轄厚生（支）局に提出することとなります。
- なお、掛金の追加拠出を行わない基金については、行政手続きは不要<sup>※2</sup>です。

※1 掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和4年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

※2 財政再計算を行った場合は、「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）」の再作成が必要になります。

（注）制度変更をあわせて行う場合は、「認可申請」となります。この場合、「規約変更認可申請書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の概ね2カ月前（令和4年1月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要があります。

### <ご参考：行政宛書類の提出までの流れ>（当社総幹事基金のケース）



## 議決する内容

- 掛金の追加拠出を行う基金については、規約に特例掛金を定めることについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決。

## 行政手続き

- 掛金の追加拠出を行う基金については、「規約変更届出書」に「積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）」を添付して、**掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出。**

※掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和4年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

### 【行政宛書類の一覧】

提出書類	様式	当社作成	基金作成	【別紙2】
企業年金基金規約変更届出書（鑑文）	B 3		○	P 9
一部変更規約（案）	—	○		P 1 0
規約変更理由書	—	○		P 1 1
新旧対照条文	—	○		P 1 2
令和4年度予算代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—
積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）	C 7-ウ	○		—
年金数理に関する確認	C 1	○		—

## 対象

- 令和2年度末基準日の定期的な財政再計算に該当する基金。

## 概要

- DBでは、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように基礎率の定期的な見直し（少なくとも5年ごと）に伴う掛金額の見直しを行います。（DB法第58条第1項）

### （1）財政再計算で掛金率が変わり、規約変更を行う必要がある基金

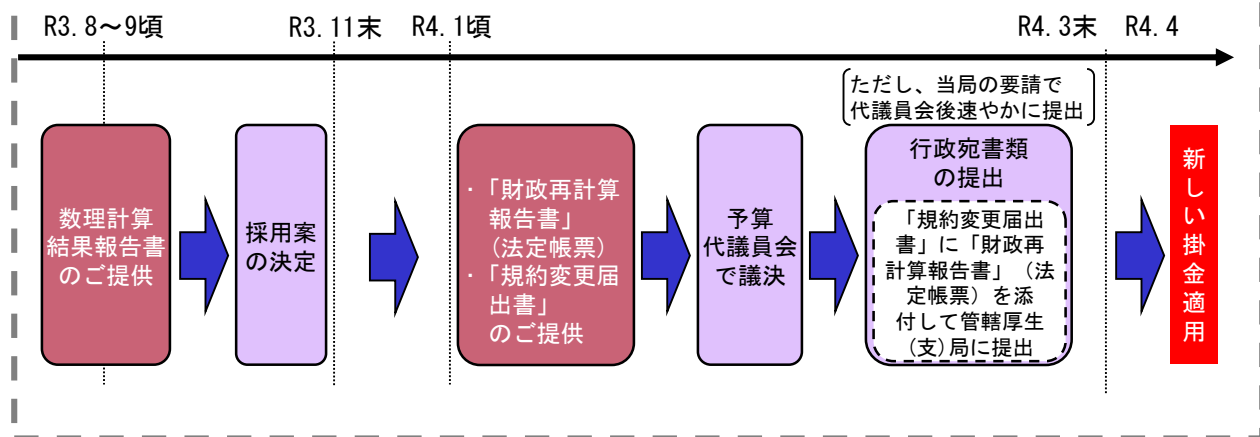
- 当社総幹事基金には、令和4年1月頃に、当社から「財政再計算報告書」（法定帳票）、「規約変更届出書」をご提供します。「規約変更届出書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出することとなります。

※ 掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和4年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

（注）財政再計算以外の制度変更をあわせて行う場合は、「認可申請」となります。この場合、「規約変更認可申請書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の概ね2カ月前（令和4年1月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要があります。

### <ご参考：「規約変更あり」の場合の行政宛書類の提出までの流れ>

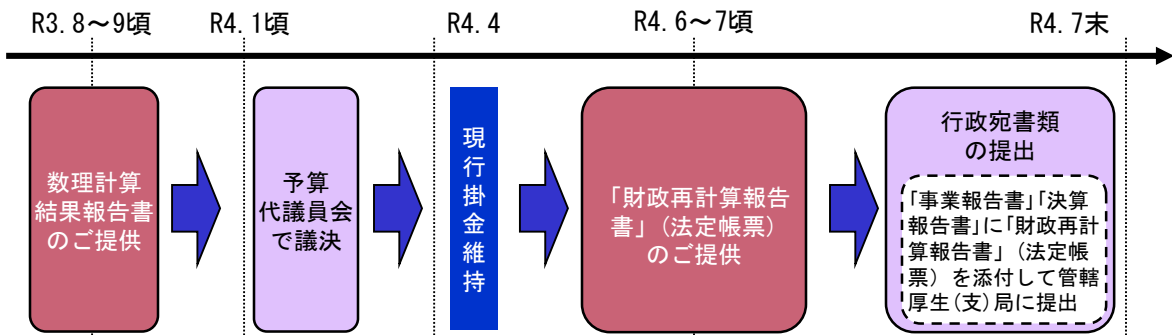
（当社総幹事基金のケース）



## (2) 財政再計算で掛金率が変わらず、規約変更を行う必要がない基金

- 計算基準日の属する事業年度の翌事業年度（令和3年度）の「事業報告書」「決算報告書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、当該事業年度終了後4カ月以内（令和4年7月末）までに管轄厚生（支）局に提出することとなります。
- なお、当社総幹事基金については、令和4年6～7月頃に、当社から「財政再計算報告書」（法定帳票）をご提供します。

### <ご参考：「規約変更なし」の場合の行政宛書類の提出までの流れ> (当社総幹事基金のケース)



### 議決する内容

- 財政再計算の結果について、議決を得る必要があります。
- 更に、財政再計算の結果を受けて、掛金率や償却期間などが変わる場合、規約に定める掛金率や償却期間などが変更となることについて、議決を得る必要があります。

※財政再計算に伴い別途積立金を取崩す場合は、別途積立金を取崩すことについて議決を得る必要があります。

### 基金内手続き

- 代議員会の議決。

## 行政手続き

### (1) 財政再計算で掛金率が変わり、規約変更を行う必要がある基金

- 「規約変更届出書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに※管轄厚生（支）局に提出。

※掛金適用日の前日（令和4年3月末）までに管轄厚生（支）局に提出する必要がありますが、当局から可能な限り掛金適用日の2カ月前（令和4年1月末）までに届出を完了するよう要請されているため、代議員会開催後速やかな届出をお願いします。

#### 【行政宛書類の一覧】

提出書類	様式	当社作成	基金作成	【別紙2】
企業年金基金規約変更届出書（鑑文）	B3		○	P14
一部変更規約（案）	—	○		P15
規約変更理由書	—	○		P16
新旧対照条文	—	○		P17
令和4年度予算代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—
財政再計算報告書（表紙）	C4-ア	○		—
総括表（財政再計算報告書）	C4-イ	○		—
掛金計算基礎（財政再計算報告書）	C4-ウ	○		—
年金数理に関する確認	C1	○		—

### (2) 財政再計算で掛金率が変わらず、規約変更を行う必要がない基金

- 計算基準日の属する事業年度の翌事業年度（令和3年度）の「事業報告書」「決算報告書」に「財政再計算報告書」（法定帳票）を添付して、当該事業年度終了後4カ月以内（令和4年7月末）までに管轄厚生（支）局に提出。

#### 【行政宛書類の一覧】

提出書類	様式	当社作成	基金作成	【別紙2】
確定給付企業年金の事業及び決算に関する報告について（鑑文） （財政再計算で規約変更を行う必要がない場合用）	—		○	—
企業年金基金事業報告書	C6-イ		○	—
決算に関する報告書	C7-ア ～ C7-エ	○		—
財政再計算報告書（表紙）	C4-ア	○		—
総括表（財政再計算報告書）	C4-イ	○		—
掛金計算基礎（財政再計算報告書）	C4-ウ	○		—
年金数理に関する確認	C1	○		—
監事意見書	3		○	—
令和4年度予算代議員会会議録の謄本又は抄本	—		○	—

## 経理処理

### <経理処理上の留意点>

- 令和3年度の経理処理となります。代議員会の議決が必要であるため、財政再計算に係る代議員会の議決が行われた日付（下記例では、令和4年1月21日としています。）で経理処理を行います。
- 「繰越不足金」の解消、「別途積立金」の取崩（積増）という基本金の経理処理のみを行います。
- 「責任準備金」も増減しますが、このタイミングではこれらに関する経理処理は行いません。

### 【繰越不足金を解消する場合】

- 繰越不足金を解消した額を「繰越不足金処理金」として処理します。

（例）令和4年1月21日実施の代議員会で、繰越不足金2,860,000円を解消する財政再計算結果を議決した。

令和4年1月21日 振替伝票				
借 方			貸 方	
繰越不足金処理金		中分類勘定科目	繰越不足金	
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）
2,860,000	繰越不足金処理金	繰越不足金の解消	繰越不足金	2,860,000
2,860,000		合 計		2,860,000

### 【別途積立金を取崩す場合】

- 掛金率の上昇を抑制するため別途積立金を取崩した場合、「別途積立金取崩金」として処理します。

（例）令和4年1月21日実施の代議員会で、別途積立金3,000,000円を取崩す財政再計算結果を議決した。

令和4年1月21日 振替伝票				
借 方			貸 方	
別途積立金		中分類勘定科目	別途積立金取崩金	
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）
3,000,000	別途積立金	別途積立金の取崩	別途積立金取崩金	3,000,000
3,000,000		合 計		3,000,000

### 【別途積立金を積増す場合】

- 責任準備金が基礎率の見直し等により減少した場合、別途積立金が積増しされますが、積増しされた額を「別途積立金積増金」として処理します。

（例）令和4年1月21日実施の代議員会で、別途積立金2,000,000円を積増す財政再計算結果を議決した。

令和4年1月21日 振替伝票				
借 方			貸 方	
別途積立金積増金		中分類勘定科目	別途積立金	
金額（円）	小分類勘定科目	摘 要	小分類勘定科目	金額（円）
2,000,000	別途積立金積増金	別途積立金の積増	別途積立金	2,000,000
2,000,000		合 計		2,000,000

## 対象

- 財政検証（継続基準）を受けて許容繰越不足金の算出方法を変更する基金。

## 概要

- 財政検証の継続基準に用いる許容繰越不足金は、次のいずれかの算出方法を規約に定めることとされています。

- ① 今後20年間における標準掛金収入現価（掛金の計算に用いた予定利率による）に規約で定める率（15/100を超えないこと）を乗じた額
- ② 責任準備金の額に時価による積立金の額の変動を勘案して規約で定める率（15/100を超えないこと。ただし、積立金の額の評価に数理的評価を用いている場合には、10/100を超えないこと）を乗じた額
- ③ ①と②のいずれか小さい額

- 規約で定めた許容繰越不足金の算出方法については、給付額の大幅な見直し等、合理的な理由がある場合を除き、原則継続的に使用することになります。
- 合理的な理由があり、規約で定めた許容繰越不足金の算出方法を変更する場合には、代議員会で議決のうえ、規約変更及び財政運営規程の変更が必要です。
- この場合、決算年度の決算書類を当局宛に提出すると同時、または提出するまでに、許容繰越不足金の算出方法に係る規約変更を当局宛に届出することにより、当該決算年度から、許容繰越不足金の算出方法を変更することが可能とされています。

## 議決する内容

- 許容繰越不足金の算出方法を変更することについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

### 【規約変更】

- 代議員会の議決。

### 【財政運営規程の変更】

- 代議員会の議決。

許容繰越不足金の算出方法の変更については、当社までご相談ください。

## 行政手続き

### 【規約変更】

- 届出。

### 【財政運営規程の変更】

- 行政手続きは不要。

## 対象

- 令和3年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率を変更する基金。

## 概要

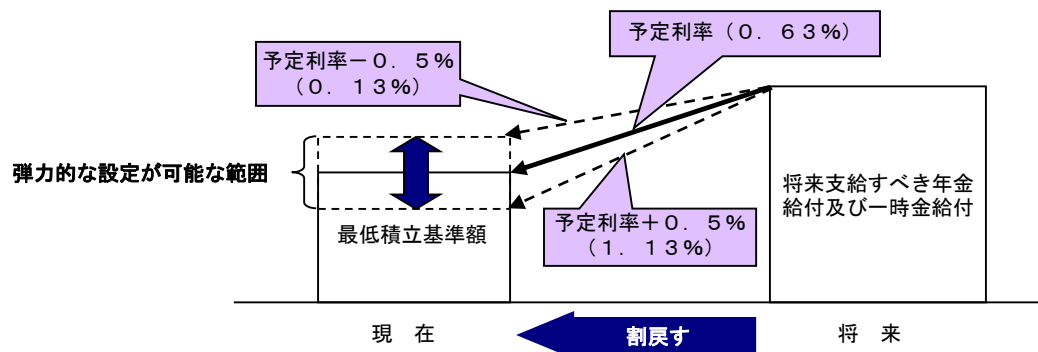
- ▶▶▶ 「年金NEWS2021.03.31【DB】2021年度の下限予定利率・最低積立基準額の算定に用いる予定利率について」を参照
- ▶▶▶ 「年金NEWS2019.04.02【DB】DBの非継続基準の予定利率について」を参照

- 「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」については、令和3年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率を変更することができます。
- 「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、財政運営規程に定められています。変更する場合には、代議員会で議決のうえ、財政運営規程の変更が必要です。

## 【令和3年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率について】

- ・ 令和3年3月31日付告示（厚生労働省告示第137号）により、非継続基準の財政検証における「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、最低積立基準額を算定する際の基準日が令和3年度中となる場合、0.63%※となることが示されています。
- ・ 0.63%に、0.5%以内の数値を加減して得た率（0.13%～1.13%）を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることも可能です。

※ 「30年国債の直近5年平均」の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。



＜ご参考：「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推移＞

年 度	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
予定利率	1.46%	1.24%	1.05%	0.81%	0.63%

＜ご参考：告示された率に「0.5%」以内の数値を加減した率を用いる場合の、加入者及び受給権者等に対する情報提供について＞

- 告示された率に「0.5%」以内の数値を加減した率を用いる場合、「加入者及び受給権者等に対して十分な情報提供を行うこと」とされています。
- 厚生労働省からは、情報提供を行う場合の方法・時期・内容については、以下のとおりとするとの見解が示されています。

	厚生労働省の見解
情報提供の方法	<p><b>[加入者に対する情報提供の方法]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務概況の周知方法に準じ、以下のいずれかの方法とすることで差し支えない。           <ol style="list-style-type: none"> <li>①各実施事業所の見やすい場所へ掲示する方法</li> <li>②書面を交付する方法</li> <li>③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</li> <li>④その他周知が確実に行われる方法</li> </ol> </li> </ul> <p><b>[受給権者等に対する情報提供の方法]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記①～④のうち周知が確実に行われる方法、例えば、書面の送付や基金の公式HPへの掲載等を行うことでよい。</li> </ul>
情報提供の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者及び受給権者等への情報提供の時期は、           <ol style="list-style-type: none"> <li>①代議員会での議決を得る前に周知させる</li> <li>②代議員会での議決を得た後に周知させる</li> </ol>           のいずれでもよい。         </li> </ul>
情報提供の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供の内容は、以下のとおり。           <ul style="list-style-type: none"> <li>－最低積立基準額の算定に用いる予定利率について、告示された率を調整した利率を用いること</li> <li>－そのことにより、最低積立基準額が減少（増加）し、基金解散・制度終了時の残余財産額（分配額）が減少（増加）する可能性があること</li> </ul> </li> </ul>

## 議決する内容

- 令和3年度の財政検証（非継続基準）に用いる予定利率をあらかじめ変更する場合、財政運営規程に定めている「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」を変更することについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決。

## 行政手続き

- 行政手続きは不要。

## 対象

- 全基金

## 概要

- 令和3年9月27日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和3年厚生労働省令第159号）が公布され、「制度終了したDBから個人型確定拠出年金（iDeCo）への残余財産の移換」が可能となります。（令和4年5月1日施行）  
これに伴い、DB規約の変更が必要となります。

※とり急ぎの規約変更を要するものではありませんが、遅くとも、基金解散時までには規約変更が必要となります。

### 【制度終了DBの残余財産の取扱い】

改正前	改正後
制度終了DBの残余財産の取扱いの選択肢は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>・一時金受取り （終了制度加入者等へ分配）</li><li>・企業年金連合会への移換</li><li>・企業型DCへの移換</li></ul>	制度終了DBの残余財産の取扱いの選択肢は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"><li>・一時金受取り （終了制度加入者等へ分配）</li><li>・企業年金連合会への移換</li><li>・企業型DCへの移換</li><li>・<b>iDeCoへの移換</b></li></ul>

## 議決する内容

- 「解散した基金からiDeCoへの残余財産の移換」を可能とする規約の変更を行うことについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

- 行政手続き不要。

## 対 象

- 全基金

## 概 要

▶▶▶ 「メルマガ2021.7.27【DB】確定給付企業年金にかかる年金数理人の署名・押印廃止に関する通知、事務連絡、および規約例の改正について」を参照

- 令和3年5月19日、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年9月1日施行）が公布されました。これにより、確定給付企業年金において、事業主が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、令和3年9月1日以降は「署名・押印」は不要となり、「記名」に改められました。
- 以上を踏まえ、規約の変更が必要になります。

## 【年金数理人による年金数理関係書類確認時の必要事項】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主（基金）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、<u>署名押印</u>しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主（基金）が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、<u>記名</u>しなければならない。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「記名」とは、「改ざん防止できる電子的な署名である必要はなく、単なる印字等でよい」と、厚生労働省より示されております。</p> </div>

- 今回の公布を受けて発出された通知「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う通知様式の改正について」（年企発0715第1号）により、地方厚生（支）局に提出する様式C1（年金数理に関する確認）の変更が行われました。

※今回の改正に係る経過措置として、事務連絡にて、以下のとおり示されております。

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

※規約変更のタイミングについては、生命保険協会からの問合せに対して、厚生労働省より以下のとおり示されております。

- ・規約を変更する場合、令和3年9月1日以降のその他の規約変更時に併せて対応することも可能。
- ・本来、記名での年金数理人の申請書類を出す際には、規約変更を行った上で提出するものではあるが、施行日以降、規約が変更されていない場合で、記名での年金数理人の申請書類を提出しても、不受理とするものではない。また、規約変更後であっても、事務連絡の経過措置に基づいて旧様式を使用することは可能。

※当社から提供する様式C1については、準備が整い次第、順次新様式（押印欄が無い書面）にて提供いたします。

※年金数理人業務委託契約の取扱いについては、法改正に伴う変更として、計算結果等の報告時にご案内させていただきます。

## 議決する内容

- 基金が厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類について、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認する場合、「署名押印」は不要とし、「記名」に改めることを規約に定めることについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

- 届出不要。

## 対象

- 給付の裁定請求において、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から情報の提供を受けることにより、生年月日の確認を実施する基金（企業年金連合会との業務委託契約を締結している基金）。

## 概要

▶▶▶ 「メルマガ2020.11.13【DB・厚年基金】給付裁定時の本人確認手続きの簡素化等について（パブリックコメント）」を参照

- 令和2年12月28日付省令改正により、給付の裁定請求において、請求書に添付が必要とされている生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本等について、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から情報の提供を受けることにより生年月日の確認が行われた場合について、これらの書類の添付を不要とすることが可能になりました。
- 上記の取扱を利用する場合は、規約および給付規程の変更が必要になります。

### 【給付裁定時に、受給権者から基金に提出が必要な書類】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書に、生年月日を証する書類（住民票、戸籍抄本等）の添付が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請求書に、生年月日を証する書類（住民票、戸籍抄本等）の添付が必要。 ただし、<u>地方公共団体情報システム機構から情報の提供※</u>を受けることにより、生年月日の確認が行われた場合は、これらの書類（住民票、戸籍抄本等）の提出を不要とする。（引続き、住民票、戸籍抄本等の添付をすることも可能）</li> </ul>

※地方公共団体情報システム機構から情報の提供を受けることについて

当該情報提供を受けるためには、あらかじめ企業年金連合会と業務委託契約を締結しており、DB規約における「業務の委託」の条に、当該委託業務について規定されている必要があります。企業年金連合会との業務委託契約締結については、以下をご確認ください。

【企業年金連合会ホームページ】情報収集等業務に係る情報提供について  
<https://www.pfa.or.jp/activity/joho/index.html>

## 議決する内容

- 給付裁定時に、地方公共団体情報システム機構から情報の提供を受けることにより生年月日の確認が行われた場合は、生年月日を証する書類の提出を不要とすることを規約・規程に定めることについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 規約・給付規程ともに、代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

### 【規約変更】

- 届出不要。

### 【給付規程変更】

- 行政手続き不要。

## 対象

- 全基金。

## 概要

- 令和2年6月12日、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が改正されました。  
（令和4年4月1日施行）  
 これに伴い、個人情報保護管理規程の変更が必要になります。
- 今回の改正では、個人情報取扱事業者が公表すべき事項が追加され、また新たに「仮名加工情報」という概念が創設されました。

### 【個人情報取扱事業者が公表すべき事項】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</li> <li>— 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。</li> <li>— 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称 <u>及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red;">基金においては、以下について、本人の知り得る状態に置く必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基金の名称</li> <li>・基金の住所（今回追加）</li> <li>・理事長名（今回追加）</li> </ul> </div>

### 【仮名加工情報の取扱い】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金は、匿名加工情報を作成しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基金は、匿名加工情報 <u>及び仮名加工情報</u> を作成しない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「匿名加工情報」：特定の個人を識別することができず、加工元の個人情報を復元することができないように加工された個人に関する情報</li> <li>・「仮名加工情報」：他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報（例えば、氏名を仮IDに置き換える等により、本人を識別しない形でデータの有効活用に応ずるもの）</li> </ul>	

### <ご参考：「基本方針」への追記について>

- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」8-1に、「個人情報取扱事業者は、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが重要である。」と規定されています（当基本方針の策定は、義務とはされていません）。
- 基金として「個人情報の取扱いに関する基本方針」を作成・公表している場合には、「基本方針」で新たに「基金の住所」・「理事長名」を追記することになるものと考えられます。

### 議決する内容

- 個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護管理規程を変更することについて議決を得る必要があります。

### 基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

### 行政手続き

- 行政手続き不要。

## 対 象

- 全基金。

## 概 要

- 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年9月9日法律第65号）の施行、および「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）に加えて、次の内容で、厚生労働省年金局長通知「個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について」（平成29年5月30日 年発0530第5号）が発出されています。
  - ・私的年金関係事業者は、個人情報の漏えい等が発覚した場合には、個人情報保護委員会への報告と併せて、地方厚生（支）局長宛てに速やかに報告すること。

## 議決する内容

- 個人情報保護管理規程の、「情報漏えい等事案への対応」に関する規定に、個人情報保護委員会への報告と併せ、地方厚生（支）局長宛てへの報告を追加することについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

- 行政手続き不要。

## 対象

- 福祉事業を実施している基金。

## 概要

- DB法令等において基金型DBが福祉事業を実施する場合はDB規約に規定することとされています。この場合においては、当該事業の個別具体的な内容を明らかにすることが必要であるとの見解が厚生労働省から示されました。  
(なお、個別具体的な内容については、別途規程によっている場合も否定されないものとされています。)

項目	厚生労働省の見解（要旨）
福祉事業の記載内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令上、福祉事業を行う場合には、当該事業に関する事項を規約に定める必要があるため、規約への定め方として、規約例にあるように<u>個別具体的な内容を明らかにすること</u>が考えられる。また、個別具体的な内容を明らかにせずとも、福祉事業に係る規程を整備したうえで、当該規程に基づき実施する旨定めることも否定されるものではないが、加入者・受給者等にとってみれば、どのような福祉事業が実施されているか明らかにされている前者の方が分かりやすい。</li> </ul>
記載内容を変更する際の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当件に関する、規約変更については届出となる。 (数理書類等は不要)</li> <li>・規約変更は、遡及させる必要なし。</li> <li>・規約変更理由については、「明確化」でよい。</li> <li>・基金での決議は、理事長専決でも可。</li> </ul>

## 議決する内容

- 福祉事業の個別具体的な内容を規約に規定することについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

- 届出。

## 対象

- 全基金（ただし任意）。

## 概要

▶▶▶ 「年金NEWS2019.02.04【DB・DC】改元に伴う規約等の対応について」を参照

- DB規約や、改元の前後に実施する規約変更・財政決算等にかかる申請・届出書類等において、改元の日（令和元年5月1日）以降の日付について「平成」を用いて表記をしている場合の取扱いについて、以下のとおり厚生労働省の見解が示されております。

項目	厚生労働省の見解（要旨）
規約に定める改元の日以降の日付について、「平成」を用いて表記している場合の取扱い	・ <u>当該日付を令和を用いた表記へ改める規約変更は不要。</u> <u>ただし、規約変更を任意で行うことは可。</u>
改元の公示日前後ならびに改元の日前後に実施する、厚生（支）局宛の申請・届出（※1）の取扱い	・ 申請・届出書類等（※2）に、改元の日以降の日付について「平成」を用いて表記している場合であっても、 <u>元号に係る部分のみで書類の差替えを行うことは不要。</u>
改元の日前後に実施する財政決算の書類の取扱い	・ 財政決算の書類において、改元の日以降の日付について「平成」を用いて表記している場合であっても、 <u>元号に係る部分のみで書類の差替えを行うことは不要。</u>

（※1）規約新設・変更・終了等の申請・届出

（※2）鏡文・規約・同意書・証明書・数理書類・就業規則等

- 上記のとおり、改元があったことのみを理由として規約変更を行う必要はないとされていますが、任意で規約変更を行う場合の手続きについても、厚生労働省より見解が示されております。

<改元があったことのみを理由として、任意で規約変更を行う場合の手続き>

項目	厚生労働省の見解（要旨）
規約における日付の表記を <u>令和</u> に変更する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金内手続き： <u>代議員会の議決。</u>（理事長専決可）</li> <li>・ 行政手続き： <u>届出不要。</u> （DB法施行規則第18条第3号（第7条第1項第13号における「法令の改正に伴う変更」に該当。）</li> </ul>

<改元があったことのみを理由として、任意で規約変更を行う場合の手続き（続き）>

項目	厚生労働省の見解（要旨）
<p>規約における日付の表記を<u>西暦</u>に変更する場合</p> <p>※厚生労働省より、規約における日付を西暦表記にすることは「差支えない」との見解が示されております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基金内手続き    ：<u>代議員会の議決。</u></li>   <li>・ 行政手続き       ：<u>届出要。</u>  <small>（DB法施行規則第15条第3号（第7条第1項第12号における「規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項」）に該当。）</small></li> </ul>

●なお、規程については、規約に準じて各基金の判断により取扱われるものと考えられます。

## 対象

- AUPを導入する総合型DB基金。

## 概要



「年金NEWS2018.05.08【DB基金・厚生年金】総合型DB基金に対するAUPの導入について」を参照

- 総合型DB基金においては、年金資産（純資産）が20億円を超えた決算の翌々年度決算から、会計監査又は合意された手続き（AUP）を受けることとし、令和元年度決算から適用することとされています。（平成30年6月22日付通知）
- 平成30年12月27日に、事務連絡「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項」が発出され、AUPを導入する総合型DB基金においては、AUPの実施費用を計上する勘定科目として、財務及び会計規程に、小分類科目「AUP費」を追加し、当該科目に計上することとされました。

### <AUPを導入する場合>

#### 【財務及び会計規程変更の内容】

- ・規程（別表第1）勘定科目表（業務経理業務会計）の大分類科目「流動負債」>中分類科目「未払業務委託費等」に係る、新たな小分類科目「未払AUP費」を追加します。
- ・規程（別表第1）勘定科目表（業務経理業務会計）の大分類科目「業務委託費等」>中分類科目「業務委託費等」に係る、新たな小分類科目「AUP費」を追加します。

※平成30年11、12月に開催した「ニッセイDB予算編成説明会」においては、厚生労働省への事前照会を踏まえ「AUP実施費」とご案内しておりましたが、上記事務連絡にて「AUP費」に改められております。既に「AUP実施費」にて規程変更済の場合は、ご連絡ください。

## 議決する内容

- 財務及び会計規程（別表）の勘定科目表に、AUPの実施費用を計上する新たな勘定科目を追加することについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

- 行政手続き不要。

## 対 象

- 代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催する基金。

## 概 要

▶▶▶ 「年金NEWS2017.11.10②【DB基金・厚生基金】DBのガバナンス(②代議員の選任基準)について(省令の公布・通知等の発出)」を参照

- 実施事業所が全国に点在するなどして、代議員が一堂に会して代議員会を開催することが困難となる基金も想定されることから、平成29年11月8日付事務連絡により、代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催する場合の規約例・留意事項が示されました。
- 規約に規定することで、代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催することが可能です。
- また、当該代議員会の運営方法について、代議員会会議規程に規定ください。

### 【代議員会の運営方法】

改正前	改正後
<p>(代議員会の運営方法に関する規定なし)</p> <p>〔実態としては、代議員が一堂に会して代議員会を開催することが原則〕</p>	<p>代議員会を次の方法により開催する場合の規約例・留意事項を明記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—書面による議決権又は選挙権の行使</li> <li>—<u>テレビ会議システム・ウェブ会議システム等</u>※</li> </ul> <p>※テレビ会議システム・ウェブ会議システム等を利用する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案の審議前に、出席代議員（開催場所外から出席する者も含む）が相互に画像・音声を正確に発信・受信できているかを確認</li> <li>・正常に議論が交わされ、システムが正常に稼働した状態で審議が終了したことを議長が確認</li> <li>・これらの確認事項、代議員が会議に出席した場所等について議事録に記載</li> </ul>

(注1) 既に「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」にて代議員会を実施している場合で、規約・規程にその旨を定めていない場合は、速やかに規約・規程変更を実施ください。

(注2) 書面により議決権又は選挙権を行使する場合における、「賛否の意見を明らかにした書面」(議決権行使書)の雛形は別紙2・P97をご参照ください。

## 議決する内容

- 代議員会を「書面による議決権又は選挙権の行使」「テレビ会議システム・ウェブ会議システム等」の方法により開催し、当該運営方法を規約・規程に定めることについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 規約・代議員会会議規程ともに、代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

### 【規約変更】

- 届出要。

### 【代議員会会議規程変更】

- 行政手続き不要。

## 対象

- リスク対応掛金を拠出する基金、およびリスク分担型企業年金を導入する基金。

## 概要

- 平成28年12月14日付政省令・告示・通知等改正により、リスク対応掛金の拠出、およびリスク分担型企業年金の導入が可能となりました（平成29年1月1日施行）。
  - \* また、財政悪化リスク相当額は、平成30年1月1日以降に計算基準日を迎える財政再計算より、（簡易型DB・受託保証型DBを除いて）全てのDBで算定が必要となります。
- このうち通知「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」において新たな勘定科目が追加されたことに伴い、リスク対応掛金を拠出する場合、およびリスク分担型企業年金を導入する場合は、財務及び会計規程に新たな勘定科目を追加する必要があります。

### <リスク対応掛金を拠出する場合>

#### 【財務及び会計規程変更の内容】

- ・勘定科目表（年金経理）貸借対照表の中分類「未収掛金」に係る、新たな小分類「未収リスク対応掛金」を追加します。
- ・勘定科目表（年金経理）損益計算書の中分類「掛金等収入」に係る、新たな小分類「リスク対応掛金収入」を追加します。

### <リスク分担型企業年金を導入する場合>

#### 【財務及び会計規程変更の内容】

上記に加え、

- ・勘定科目表（年金経理）貸借対照表の中分類「未収掛金」に係る、新たな小分類「未収リスク分担型企業年金掛金」を追加します。
- ・勘定科目表（年金経理）損益計算書の中分類「掛金等収入」に係る、新たな小分類「リスク分担型企業年金掛金収入」を追加します。

## 議決する内容

- 財務及び会計規程の勘定科目表に、リスク対応掛金の拠出・リスク分担型企業年金の導入に係る新たな勘定科目を追加することについて、議決を得る必要があります。

## 基金内手続き

- 代議員会の議決（理事長専決可）。

## 行政手続き

- 行政手続き不要。

リスク対応掛金を拠出・リスク分担型企业年金を導入する際は、別途規約変更等手続きが必要となります。  
それぞれ拠出・導入をご検討の基金様は、当社担当者までご相談ください。

## 【Ⅱ. 報告事項について】

## 対象

- 全基金。

## 概要

- 理事は、代議員会に対し、資産管理運用業務に関する情報を正確に、かつ、分かりやすく報告することとされており、報告の内容としては、下表の事項が考えられるとされています（資産運用ガイドライン<sup>※1</sup>）。

※1 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて

### 【資産管理運用業務に関する報告事項】

	報告事項
①	運用の基本方針及び運用ガイドライン
②	運用結果（時価による資産額、資産構成、収益率、リスク、運用受託機関ごとの運用実績等）
③	理事会における議事の状況
④	運用受託機関の選任状況・評価結果・リスク管理状況、スチュワードシップ活動に関する報告
⑤	基金の管理運用体制の状況、資産運用委員会における議事の状況その他の情報 <sup>※2</sup>

※2 詳細はP36参照

### <ご参考：運用の基本方針に関する加入者の意見聴取の取扱いについて>

- 平成28年12月14日に公布・発出された政省令および通知による改正で、運用の基本方針の作成が義務づけられている全てのDB<sup>※1</sup>において、運用の基本方針の作成・変更にあたり加入者の意見を聴く必要があるとされました。
- 加入者の意見を聴く方法および規約変更要否は、以下のとおりとなります。

規約変更  
要否

#### <加入者の意見を聴く方法>

①	加入者代表を選任し、必要に応じて当該代表者が参画する委員会を設置する方法	要
②	代議員会の議決を経る方法（基金型のみ）	要
③	業務概況の周知に合わせて、意見を聴く方法	不要

#### <各制度ごとに取り得る方法>

「運用実績連動型 <sup>※2</sup> の キャッシュバランスプラン制度」 「リスク分担型企業年金」	① ② のいずれかの方法（③ は、選択不可）
上記以外のDB	① ② ③ のいずれかの方法

※1 「受託保証型DB」については、運用の基本方針の作成が義務づけられていません。

※2 「積立金の運用利回りの実績」を再評価率とするキャッシュバランスプラン制度。

## 報告する内容

- 資産管理運用業務に関する事項について、代議員会で報告します。

### 再掲

<ご参考：資産運用ガイドラインの改正を受けた変更点について【平成30年4月1日施行】>

▶▶▶「年金NEWS2017.11.10[DB]DBのガバナンス(①資産運用ルール)について(省令の公布・通知等の発出)」を参照

- 平成29年11月8日付通知（資産運用ガイドライン）改正により、資産運用管理業務に関する代議員会への報告内容として考えられる事項に、運用受託機関の選任・評価状況、運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告、資産運用委員会の議事の状況などが、追加されました（平成30年4月1日施行）。

改正前	改正後
①運用の基本方針及び運用指針（運用ガイドライン） ②運用結果 －時価による資産額 －資産構成 －収益率 －運用機関ごとの運用実績等  ③理事会における議事の状況	①運用の基本方針及び運用指針（運用ガイドライン） ②運用結果 －時価による資産額 －資産構成 －収益率 － <b>追加</b> － <u>リスク</u> －運用機関ごとの運用実績等  ③理事会における議事の状況  <b>追加</b> ④運用受託機関の選任状況 運用受託機関の評価結果 運用受託機関のリスク管理状況 運用受託機関から受け取ったスチュワードシップ活動に関する報告 ⑤基金の管理運用体制の状況、 資産運用委員会における議事の状況その他の情報※  ※詳細は次ページ参照

## 対象

- 資産運用委員会を設置しており、前回の代議員会以降資産運用委員会を開催した基金。

## 概要

- 資産運用委員会における議事の状況その他の情報について、直近の代議員会に報告をしなければならないとされています。（資産運用ガイドライン※）

※確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて

- したがって、資産運用委員会を設置しており、資産運用委員会を開催した場合には、代議員会でその議事の状況について報告が必要です。

## 報告する内容

- 前回の代議員会以降開催した資産運用委員会の議事について、代議員会で報告します。

## 再掲

<ご参考：資産運用ガイドラインの改正を受けた変更点について【平成30年4月1日施行】>

▶▶▶「年金NEWS2017.11.10[DB]DBのガバナンス(①資産運用ルール)について(省令の公布・通知等の発出)」を参照

- 資産運用委員会における議事の状況その他の情報についてはこれまで報告することが望ましいとされていましたが、平成29年11月8日付通知（資産運用ガイドライン）改正により、義務化されました（平成30年4月1日施行）。

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・代議員会に対しては、資産運用委員会における議事の状況その他の情報についても積極的に報告することが望ましい。</li> <li>・代議員会からこれらについて報告の要請があった場合には、理事長等は、合理的な理由のない限り、拒否すべきでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産運用委員会の議事については記録にとどめて保存するものとし、事業主等は当該議事の概要について、加入者等に周知しなければならない。</li> <li>・また、理事長等は、<u>当該議事の状況その他の情報について直近の代議員会に報告しなければならない。</u></li> </ul>

対象

- 行政監査（一般監査（書面監査・実地監査）・特別監査）を受けた基金。

概要

- DB法第101条、第102条にて規定されている監査を受けた基金は、その結果について、代議員会で報告することをお勧めします。
- 当監査には、定期的実施する「一般監査」、必要に応じて実施する「特別監査」があり、それぞれの内容は下表のとおりです。

＜ご参考：DB監査の内容＞

		一般監査		特別監査
		書面監査	実地監査	
実施対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業年金の実施から概ね3年を経過している企業年金の事業主等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面監査を行った企業年金の事業主等のうち、さらに事実関係等を確認する必要があると認められる企業年金の事業主等。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のいずれかに該当する企業年金の事業主等。</li> <li>①企業年金の運営に関し、受給者及び加入者等から法令違反の疑いがある等の通報があった企業年金の事業主等のうち、必要と認められる企業年金の事業主等。</li> <li>②一般監査の実地監査において是正または改善の命令を行った事業主等のうち、必要と認められる企業年金の事業主等。</li> </ul>
実施方式・実施手順	監査通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査通知と様式(監査資料)が送付される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査実施日の概ね1カ月前に監査通知が送付される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査通知は、証拠隠滅、関係書類の改ざん等のおそれがある場合には監査直前に行うこともある。</li> </ul>
	監査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式(監査資料)に記入し提出期限(監査通知の到達から概ね1カ月後)までに地方厚生(支)局に提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方厚生(支)局の担当官が実施事業所、基金事務所に赴き、関係書類、帳簿等を閲覧し、関係者から聴取を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方厚生(支)局の担当官が実施事業所、基金事務所に赴き、関係書類、帳簿等を閲覧し、関係者から聴取を行う。</li> </ul>
結果通知		<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査結果は、様式(監査資料)提出後、概ね2カ月以内に文書で通知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地監査終了時に監査についての講評を行う。</li> <li>・監査結果は、監査終了後、概ね1カ月以内に文書で通知。</li> <li>・改善状況の確認が必要な場合には、通知の際に期限を付して是正改善報告を求める。</li> <li>・改善状況を実地に確認する必要がある場合は、実地により確認を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査結果は、後日、文書で通知。</li> </ul>

報告する内容

- 行政監査の結果について、代議員会で報告します。

対象

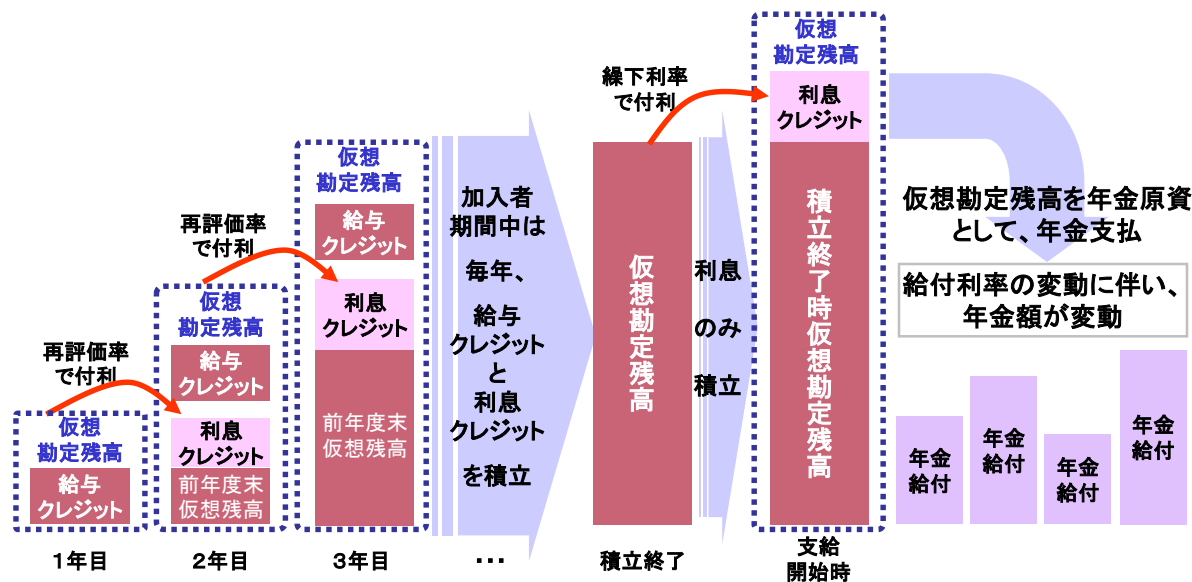
- キャッシュバランスプラン制度を採用している基金。

概要

- キャッシュバランスプラン制度を採用している基金は、新年度に適用する利率（加入者期間中の「再評価率」、受給待期中の「繰下利率」、年金受給中の「給付利率」）について、代議員会に報告ください。

<ご参考：キャッシュバランスプラン制度について>

- キャッシュバランスプラン制度は、以下のとおり、付与する利息クレジットの算定方法を国債等に連動させること等によって、将来に受取る年金額が変動する制度です。



加入者期間（年金積立期間）中  
＜再評価率＞

加入者期間では、個人別に仮想勘定の残高を積み立てる。利息クレジットの算定方法を国債等に連動させることにより、将来の年金原資を変動させることが可能。

受給待期中  
＜繰下利率＞

退職等により資格喪失した後、年金支給開始年齢までの期間については、繰下利率による利息を付与する。

年金受給中  
＜給付利率＞

年金受給中は、給付利率を国債等に連動させることによって、毎年の年金額を変動させることが可能。

報告する内容

- 新年度に適用する利率（加入者期間中の「再評価率」、受給待期中の「繰下利率」、年金受給中の「給付利率」）について、代議員会に報告ください。

### 【Ⅲ. その他事項について】

## 対象

- 当社総幹事DB基金

## 概要

- 令和3年9月1日付の確定拠出年金法施行令等の改正に伴い、令和6年12月1日より、DCの拠出限度額の見直し(※)が行われます。これに伴い、令和6年11月までに、DB規約において「他制度掛金相当額」を規定する必要があります。

※DCの拠出限度額について、DBごとの掛金相当額を反映するもの。  
DC拠出限度額の見直しについては、以下の年金NEWSをご覧ください。

年金NEWS 2021. 9. 3 「DC拠出限度額の見直しについて【政省令の公布】」

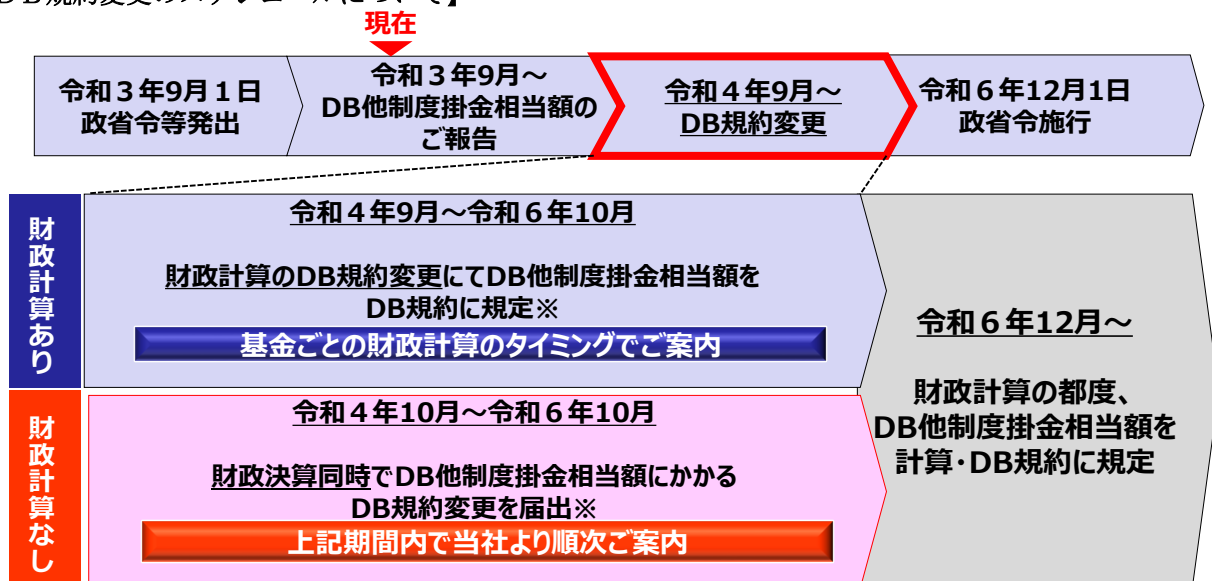
[https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2021/nenkin/n722\\_nenkin\\_news\\_20210903\\_1.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2021/nenkin/n722_nenkin_news_20210903_1.pdf)

[https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2021/nenkin/n722\\_nenkin\\_news\\_20210903\\_2.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2021/nenkin/n722_nenkin_news_20210903_2.pdf)

- 当DB規約変更は「令和6年12月までの財政計算の有無」に応じたスケジュール(以下)でご案内する予定です。基金ごとに財政計算の時期等が異なるため、具体的なスケジュールは個別にご案内いたします。  
(令和6年12月以降は、財政計算の都度、他制度掛金相当額を計算し、DB規約へ規定します。)

※当施行令等の改正に伴う、DB規約の変更を含む今後の対応については、10月22日付の「Nissay DB Information」をご確認ください。(確定給付企業年金オンラインサービスの「事務連絡」に掲載しております。非ダイレクトの団体様については、郵送にてご連絡しております。)

### 【DB規約変更のスケジュールについて】



※スケジュールは状況に応じて今後変更となる可能性があります。  
また、上記スケジュールにかかわらず、令和6年11月以前に財政計算を伴うDB規約変更が発生した場合には、同時に他制度掛金相当額を計算・規定する予定です。

## 概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応に関しては、昨年度中に厚生労働省（本省）から各地方厚生（支）局に対して、以下（1）（2）の連絡が発出されています。これらの連絡について、現時点（令和3年12月時点）においても有効か否かは明示されておりません。つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応が有効である期間については、必要に応じて個別に各地方厚生（支）局にご照会ください。

- （1）企業年金の各種事務手続きについて、令和2年4月8日までに次のとおりメール連絡が出されています。

新型コロナウイルス感染症については、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等を講じてきていますが、国内においては、すでに感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られます。新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言により、今後、更なる制約が生じる場合も想定されますが、事業主及び基金は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）等の法律に基づく老齢給付金等の支給を行う等の重要な役割を担っています。各事業主及び基金が、テレワーク等を活用しながら不急以外の業務を引き続き適切に遂行できるように、下記のとおり、対応していただきたい。

## 記

## 1. 年金等の支払い

年金等は、受給者の生活において欠かせないものであることから、受給権者からの請求に基づく裁定行為や年金等の支払いが滞ることがないように、事務を継続するよう指導すること。

## 2. 事業及び決算に関する報告書等の届出

確定給付企業年金法等において、事業及び決算に関する報告書等の届出が定められているが、期限までに提出がされない場合であっても柔軟に対応して差し支えないこと。

- （2）企業年金（基金）に対する実地指導監査については、令和2年4月3日に以下の事務連絡が発出されています。

（写）

事務連絡  
令和2年4月3日

地方厚生（支）局健康福祉部  
保険年金（企業年金）課 御中

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

令和2年度における確定給付企業年金、厚生年金基金及び国民年金基金  
に対する実地指導監査の実施の見合わせについて

令和2年度における確定給付企業年金、厚生年金基金及び国民年金基金に対する実地指導監査については、新型コロナウイルス感染症の現在の状況、感染防止対策及び業務継続を優先させる観点から、実地監査の実施（原則、関係書類の提出による書面監査を含む）について、当分の間、見合わせられたい。

なお、実地監査が必要となる場合は事前に当課まで相談されたい。

- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「移動の制限」等に対応する方法の一つとしては、代議員会等において書面をもって議決権・選挙権を行使すること、またはテレビ会議システム等を用いて会議を行うことが考えられます。
- 今回の決算代議員会から「書面による議決権・選挙権の行使」や「テレビ会議システム等を用いた開催」を行う場合には、代議員会の前に、あらかじめ理事長専決により規約・規程変更を行うことにより、実施することが可能です。
- 詳細は、P 2 9（代議員会の運営方法に関する規約・規程変更について）をご覧ください。

## 概要

- 厚生労働省は、令和2年12月25日、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）」を公布しました（施行日：令和2年12月25日）。  
また、以下の通知・事務連絡において、通知等に基づく様式についても押印等を不要とする等、所要の改正が行われました。併せて、同通知等では、法令や通知等に基づく様式とは別に、厚生局で独自に定められている様式等についても、押印を求める手続の見直しに積極的に取組むよう求められています。
  - ・押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和2年12月25日 年発1225第8号）
  - ・押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について（令和2年12月25日 年企発1225第12号）
  - ・押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について（令和2年12月25日事務連絡）
- これに伴い、厚生労働省または地方厚生（支）局に規約変更等に関する各種書類を提出する際に、押印が求められている手続きについて、原則押印が不要となりました。
- 本改正を受けて、改正前の様式（押印欄がある書面のことを指し、以下「旧様式」といいます。）で押印をせずに提出される際には、押印欄の「印」の文字を手書き二重線で抹消していただくよう、お願いいたします（訂正印は不要です）。
- 本改正の趣旨は、厚生労働省または地方厚生（支）局に各種書類を提出する際の押印を必須としないことにあり、押印を禁止するものではありません。あくまで事業主（基金）様の手続きの自由度を高める趣旨であり、旧様式で提出する場合も、押印有無によって不備としないことが『押印を求める手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（年発1225第1号）』等に経過措置として明記されているため、本改正を理由に作成途上の提出書類の作り直し等の対応をいただく必要はありません。
- なお、企業年金制度の運営にあたり、基金・事業所内で定められている手続・様式については、方針が示された際に適宜お知らせしてまいります。

書 類	取扱い												
規約変更に関する書類	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で「印」の文字がある場合は二重線で抹消。												
労働組合の同意 （給付減額含む）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>労働組合代表者氏名</th> <th>押印</th> <th>厚生局受付可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自署</td> <td>なし</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>記名（印字）</td> <td>あり</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>記名（印字）</td> <td>なし</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	労働組合代表者氏名	押印	厚生局受付可否	自署	なし	可	記名（印字）	あり	可	記名（印字）	なし	不可
労働組合代表者氏名	押印	厚生局受付可否											
自署	なし	可											
記名（印字）	あり	可											
記名（印字）	なし	不可											
減額同意書等の 原本証明	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で「印」の文字がある場合は二重線で抹消。												
財政決算書類 （事業に関する報告書、 決算に関する報告書）	一律押印不要 ※押印しての提出も可。 押印しない場合で「印」の文字がある場合は二重線で抹消。												

## 【ご参考：理事会・代議員会における会議録等の署名の取り扱いについて】

- 代議員会の会議録については、DB法施行令第18条第2項において署名が必要とされています。  
(理事会の会議録については、DB規約例において「第23条第1項から第3項までの規定(代議員会の会議録についての規定)を準用」とされております。)
- 理事会・代議員会の会議録への署名要否について、企業年金連合会が厚生労働省に確認をしたところ、令和3年2月15日付で以下のとおりの回答を得た旨、会員向けに連絡されています。

### <厚生労働省からの回答>

新型コロナウイルス感染防止等の観点から、厚生労働大臣・地方厚生(支)局長に書面で提出する届出等の署名の取扱いについては、当分の間、署名がなくとも届出等を受理するよう、令和2年9月11日付で地方厚生(支)局宛て通知しているところ。

この取扱いを踏まえ、企業年金基金における代議員会の会議録についても署名がなくとも差支えないこととする。

また、書面による賛否表明についても、必ずしも書面による方法によらずともよいこととする。

ただし、これらの取扱いを行うに当たっては、代議員会において何らかの形で各委員の了承を得てから行うことが望ましい。

なお、理事会については法令上の規定があるものではないため、理事会の会議録に署名することを法令上求めているものはないが、代議員会の会議録と同様に取扱って差し支えない。

- 以上の回答について、現時点(令和3年12月時点)においても有効か否かは明示されておりません。つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応が有効である期間については、必要に応じて個別に各地方厚生(支)局にご照会ください。

## 対 象

- 全基金。

## 概 要

- 平成29年11月8日付通知改正により「代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと」が規定されました。
- 当該規定は、「平成30年10月1日以降の基金の設立時または代議員の任期満了時の選定から適用する」とされています。
- これに伴い、適用開始時以降の代議員会で審議された事項等について、代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供の実施が必須となります。
- 具体的な方法としては、代議員会議事録（写）の全事業所への配布、HPの活用等が考えられます。

### 【代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供】

改正前	改正後
(代議員会で審議された事項等の事業主への情報提供に関する規定なし)	・代議員会で審議された事項等について、 <u>代議員に選定されていない事業主も含めた全ての事業主への情報提供を適切に行うこと。</u>